

広報とくしま

6/21

昭和58年

発行: 東京都豊島区 編集: 企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1

選特集 拳号

選挙に関する問い合わせは
選挙管理委員会事務局
内 3531~3533

変わりました!

参議院の選挙制度

地方区

選挙区選挙
投票用紙に個人名を

全国区

比例代表選挙
投票用紙に政党名を

今回の参議院通常選挙から、参議院全国区制が改正され、新たに比例代表制が導入されることになりました。



投票日は6月26日です



比例代表選出議員の選挙(全国区)

の政策をよくみて政党を決めます。
選挙運動は政党が。候補者個人はできません。

- 投票は政党名で。個人名を書くと無効です。
- ▽ 投票用紙には政党の名称、または略称を記入します。
- ▽ 候補者個人名を記入すると無効となります。

- 政党の選択は、候補者名簿や政策をよく見て。
- ▽ 候補者名簿に誰をどのよう
- ▽ 候補者個人による選挙運動は

- △立候補は政党(政治団体)が決定しますが、その決定は適正に行なうことが求められています。
- △有権者は候補者名簿や各政党

- 選挙区選挙は、これまでの地方区と同じです。
- 投票用紙には、候補者個人名を記入します。

当選者は、各政党の得票数に比例して決まります。
△当選人数は、各政党の得票数に比例して配分されます。

- △選挙運動や選舉期間中の政治活動は、すべて政党が行います。
- △候補者個人による選挙運動は

- △当選人は、各政党の候補者名簿に記載された順位により、上位から順に決まります。

選挙区選出議員の選挙(地方区)

